

太田市地域包括支援センター運営方針

太田市役所介護サービス課

1 運営方針策定の趣旨

太田市地域包括支援センター運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に定めるものとします。

2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。（介護保険法第115条の46）

本市においても、地域包括支援センターが地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関となること、及び地域や関係機関等とのネットワークを構築し、地域住民の多様なニーズに応えることのできる拠点となることを目指します。そこで、日常生活圏域を9圏域とし、圏域ごとに地域の社会福祉法人等へ業務委託を行い、各圏域に事務所を設置し、地域の実情に応じたきめ細やかな業務を遂行します。

3 運営上の理念

地域包括支援センターは、医療と介護の連携強化を図りつつ、多職種協働による高齢者支援の取り組みを推進し、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

地域包括支援センターは、管理者を中心に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の三職種や認知症地域支援推進員が、高齢者に関する様々な課題や相談に対応します。解決が困難な事例については、積極的に地域ケア会議を開催するなどして地域や関係機関等と課題を共有しながら対応します。そして、下記の事項を推進し、本市における地域包括ケアシステムの構築を目指します。

① ワンストップサービス

利用者からの相談には懇切丁寧に対応し、ワンストップサービスを目指します。

② 切れ目のない体制構築

医療・介護の連携体制づくりを推進し、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

③ 生涯現役のまちづくり

高齢者や地域住民などの多様な担い手が参画する支え合い体制づくりを構築し、介護予防活動を活性化させ、生涯現役のまちづくりを推進します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう次の3つの視点を持って事業を運営します。

① 公益性の視点

ア 地域包括支援センターは、太田市の介護・福祉行政の一翼を担う「公共的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

イ 地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。

② 地域性の視点

ア 地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービス提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

イ 地域住民、関係団体、サービス利用者、事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

③ 協働性の視点

ア 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の三職種や認知症地域支援推進員が、それぞれの専門性を活かし、互いに連携をとりながら、チームアプローチを行い、総合的に高齢者を支えます。

イ 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と地域ケア会議の開催等を通じて、連携を図りながら活動します。

5 重点的に取り組む事項

地域包括支援センターが効率的に事業運営できるよう、下記の事項を重点的に推進します。

① 地域包括ケアシステムの構築について

地域ケア会議の積極的開催を行うこと、及び市・地域・関係機関等のネットワークとの関わりを強めることにより、本市における地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、医療、法律等の専門職種との連携方法などについて、よりよい方法を検討します。

② 高齢者虐待への対応、防止について

高齢者虐待対応マニュアルに基づき、虐待対応の連携体制の整備に努めます。また、虐待を未然に防ぐための虐待予防の方法についても検討します。

③ 介護予防ケアマネジメントの実施について

利用者の状態にあった適切なケアマネジメントを実施することで、生涯現役のまちづくりを推進します。

④ 地域包括支援センターの広報について

地域包括支援センターの意義、地域での役割や位置づけ、地域の高齢者福祉の社会資源等について広く市民に啓発します。

⑤ 介護支援専門員の支援について

地域の介護支援専門員に対する研修会や事例検討会等を開催し、情報の提供やケアマネジメントの向上に努めます。

⑥ 認知症の人やその家族の支援について

認知症地域支援推進員を中心に、地域包括支援センター・市・地域・関係機関とが連携して、認知症の人とその家族を支える仕組みづくりを進めます。